

## 令和元年台風19号に伴う災害により被災された組合員の皆様へ

今般、令和元年台風19号に伴う災害により亡くなられた方に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

一刻も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

標記の件に関しまして、東京都家具健康保険組合では、加入していただいている被災地域の方々に対しまして、次の取扱いを行うことといたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 医療機関等の受診について

医療機関等を受診される場合につきましては、医療機関等の窓口で「氏名」、「生年月日」、「被保険者の方が勤務する事業所名」、「住所」及び「連絡先」を申し出ていただければ、被保険者証を提示することなく、受診していただくことができます。

### 2. 医療機関等への一部負担金の支払について

(1) 被災された方のうち、下記(2)に該当された方で、令和元年10月12日から令和2年1月31日までに医療機関等で受診された場合については、受診時に医療機関等の窓口で一部負担金等<sup>※</sup>をお支払いいただく必要はありません。

#### ※ 対象となる一部負担金等

- ・一部負担金
- ・保険外併用療養費に係る自己負担額
- ・訪問看護療養費に係る自己負担額
- ・家族療養費に係る自己負担額
- ・家族訪問看護療養費に係る自己負担額

ただし、対象となる方のうち、(2)ロ③に該当する方は、令和2年1月末日までのうち主たる生計維持者の行方が明らかになるまでの間に限らせていただきます。

(2) 上記(1)の対象となる方は次のイ及びロのいずれにも該当する方です。

イ 令和元年10月12日に令和元年台風19号に係る災害救助法の適用市町村にお住まいの方

(災害発生以降、適用市町村から他の市町村に移られた方も含まれます。)

ロ イの地域にお住まいの方で、令和元年台風19号に伴う災害により、次のいずれかの申し立てをされた方

- ① 住宅の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした状態の方
- ② 主たる生計維持者が亡くなられた又は重篤な傷病を負った状態の方
- ③ 主たる生計維持者が行方不明になられた方

なお、この被災の程度につきましては、内閣府が関係機関に通知した「災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518号内閣府統括官（防災担当）通知）」によることといたします。

### 3. 事業所、支店・営業所又は工場等が被災された事業所の保険料について

- (1) 令和元年台風19号に伴う災害にかかる災害救助法の適用市町村に所在地がある事業所におかれまして、保険料を納付期限までに納めていただくことが困難な場合は、納付期限を延長させていただきますので、当健康保険組合までご連絡くださいますようお願いいたします。
- (2) 上記(1)の地域に事業所がない場合でも、災害により事業所の財産に相当な損失を受けられた事業所につきまして、保険料を納付期限までに納めていただくことが困難な場合は、保険料の納付期限を延長させていただきますので、当健康保険組合までご連絡をお願いいたします。  
(支店、営業所又は工場等が被災して相当な損失を受けた場合などが考えられます。)

### 4. 任意継続被保険者の方の保険料について

令和元年台風19号に伴う災害にかかる災害救助法の適用市町村にお住まいの方の保険料につきましては、納付期限を延長させていただきます。保険料を納付期限までに納付することが困難な場合は、当健康保険組合までご連絡くださいますようお願いいたします。（災害発生以降、適用市町村から他の市区町村に移られた方も含まれます。）

<p>(連絡先) 東京都家具健康保険組合 (〒113-8511 東京都文京区湯島3-24-5) 総務課 TEL 03-3833-6161 業務課 TEL 03-3833-6162</p>
---